

障害のある人への手当制度をご存じですか

障障害福祉課 ☎(582)1168 ☎(581)0203

重度または中度の障害のある人に対して手当制度があります。手当の認定にあたっては、障害の内容や状態、所得状況などについて審査があり、支給は申請された月の翌月分からです。詳しくは、上記へお問い合わせください。

手当の種類	対象者	支給月額 (令和4年4月からの改定額)	支給月
特別障害者手当	20歳以上の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1の障害が重複している人など)があり、常時特別の介護を要する状態の人	27,300円	5月、8月、11月、2月
障害児福祉手当	20歳未満の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1など)があり、日常生活が著しく制限され介護を要する児童	14,850円	
特別児童扶養手当	20歳未満のおおむね中度以上の障害のある児童を養育している人	(1級)52,400円 (2級)34,900円 ※1級…重度障害児、2級…中度障害児	4月、8月、12月

令和4年度 各種助成券を交付します

障障害福祉課 ☎(582)1168 ☎(581)0203

市では心身に障害のある人の生活支援のため、申請月分から令和5年3月分までの助成券を交付します。令和3年度中に助成を受けた人は、令和4年度分の各種助成券をまとめて郵送しますので、同封の申請書類に必要事項を記入のうえ、返送してください。助成券の利用は市指定の事業所に限ります。

福祉タクシー運賃助成券・自家用自動車燃料費助成券

助成券 500円券×2枚/月(4月に申請した人には合計25枚を交付します)

対身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人(自家用自動車燃料費助成券の場合は、自動車税の減免を受けていること)

持各種障害者手帳

申4月1日(金)から申請書を障害福祉課または健康福祉政策課へ提出。申請書は市ホームページからダウンロード可。

他助成券はいずれかの交付となり、年度途中での変更はできません。

紙おむつ費用助成券

助成券 2,000円券×2枚/月

対3～64歳の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人で、在宅で紙おむつを常時使用している人(ほかの紙おむつ給付制度を受けている人は除く)

持各種障害者手帳

申4月1日(金)から申請書を障害福祉課または健康福祉政策課へ提出。申請書は市ホームページからダウンロード可。